上富田町告示第155号

下記規則を公布する。

令和８年１１月　９日
上富田町長　奥田　　誠

記

１．上富田町職員以外の者の費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

上富田町職員以外の者の費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

令和８年１１月　９日
規　則　第　２６　号

（上富田町職員以外の者の費用弁償に関する規則の一部改正）

上富田町職員以外の者の費用弁償に関する規則（令和２年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第173条の６」を「第173条の７」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。